

著作権の権利の例外があることを知る

対象教科：全教科

「著作権教育」としての学習内容

法の中身を知る

「著作権教育」の学習のねらい

著作権の権利の例外について、著作権法の中身を知る

- 著作権が存在しないものがあることを知る。
- 著作権法にも例外があることを理解させる。
- 例外適用にも判断基準があることを理解させる。

生徒の活動

- 授業で調べたことを発表する（発表前や発表後に話す）。
- 作品を作るときに他人の著作物を使う（制作前に話すのが望ましい）。

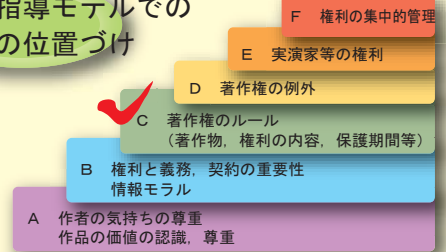
「著作権教育」の指導のポイント

- 学校教育では例外が適用されることがあること。
- なぜ学校教育では例外が適用されるか。

これだけは！ 押さえない指導内容

- 著作権の利用制限の例外規定を理解させる。
- 著作権の利用制限の例外規定の判断基準も理解させる。

段階的指導モデルでの 本事例の位置づけ



具体的な展開例

著作権の権利の例外について、次のポイントを話し合う

- 小さな子どもが文字を読めたり話せたりするようになるのは、大人のまねをするからである。
- 世の中の知識や技術を得るには、すでに存在する作品をまねしてみることが最も効果的である。
 - ➔ そのため、外部に出さない個人にかぎっての模倣は許されている。
- 学校は『学ぶ場』なので、作品の模倣を通して知識や技術を学ぶことが許されている。

この事例の実践に参考となる教材・資料

文化庁 「著作権なるほど質問箱」(著作権の概要)

<http://chosakuken.bunka.go.jp/naruhodo/outline/8.html>



(社)著作権情報センター「はじめての著作権講座 著作権って何？」(著作物が自由に使える場合は?)

<http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime7.html>



授業では、著作権の 利用制限の例外規定

